

新型コロナ対策ニュース

【部内資料】

神奈川県建設労働組合連合会

TEL : 045-453-9701

国税庁 納税1年猶予 セーフティネット保証5号 建設職種を追加

神建連・全建総連では、新型コロナウイルス感染拡大による建設業への影響に対する支援対策を要望してきました。国税庁は、影響を受けた事業者の所得税・法人税・消費税の納税を1年猶予する制度を柔軟に対応する通達を出しました。また、政府は「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設し、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を行うとともに、セーフティネット5号に建設業種を追加指定しました。

セーフティネット保証制度5号の対象

<要件>下記のいずれかに該当する中小企業で、かつ対象に指定された職種

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

↓ 指定業種（建設関係業種抜粋） ↓

一般土木建築工事業

建築工事業（木造建築工事業を除く）

木造建築工事業

建築リフォーム工事業

大工工事業（型枠大工工事業を除く）

土工・コンクリート工事業

石工工事業

左官工事業

建築金物工事業

床工事業

内装工事業

金属製建具工事業

木製建具工事業

一般電気工事業

電気配線工事業

一般管工事業

冷暖房設備工事業

給排水・衛生設備工事業

その他の管工事業

れんが工事業

タイル工事業

コンクリートブロック工事業

金属製屋根工事業

塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）

道路標示・区画線工事業

ガラス工事業

電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）

有線テレビジョン放送設備設置工事業

信号装置工事業

築炉工事業

熱絶縁工事業